

令和2年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和2年9月8日(火)

東洋町議会

余 白

令和2年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和2年9月8日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君
副町長 長崎 正仁 君
教育長 蛭子 浩久 君
会計管理者 生松 克祐 君
総務課長 大坪 靖幸 君
税務課長 近藤 真人 君
住民課長 小池 昭平 君
産業建設課長 伊吹 真貴博 君
教育次長 北川 晃彦 君
地域包括支援
センター事務局長 田岡 いずみ 君
代表監査委員 弘田 賀帆 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 築地 仲音
事務局書記 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君

令和2年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年9月8日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 発議第2号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件
について
- [日程第4] 認定第1号 令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定
について
- [日程第5] 認定第2号 令和元年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別
会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第3号 令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第4号 令和元年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- [日程第8] 認定第5号 令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第6号 令和元年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- [日程第10] 認定第7号 令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

- [日程第11] 認定第8号 令和元年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 認定第9号 令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第13] 議案第36号 東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第37号 令和2年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第38号 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第39号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日程第17] 議案第40号 東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止について
- [日程第18] 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第19] 報告第5号 令和元年度野根地区防災避難施設建設工事の増額について
- [日程第20] 報告第6号 平成30年度財政の健全化判断比率の修正報告について
- [日程第21] 報告第7号 令和元年度財政の健全化判断比率等の報告について

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

発言者のマスク着用については、本人に任せることといたします。

発言者以外のマスク着用については、十分気を付けてください。

これより、令和2年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、発議1件、決算認定9件、条例1件、補正予算2件、その他2件、人事1件、報告3件の計19件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和2年6月から7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳

町長	<p>入歳出決算審査意見書が提出されております。</p> <p>次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から令和元年度東洋町教育委員会の自己点検・評価シートが提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>台風10号の影響で、定例会開会も懸念されておりましたけれども、本日、令和2年9月定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>9月に入りましても、新型コロナの発症が高知県を含めまして、全国で発症事例が続いている情勢にあります。</p> <p>本年中は、不透明な状況が続くということ認識をして、自覚いたしますとともに、経済活動回復へのバランスが求められている社会情勢に、対応していくため、新たな生活様式の中、慎重かつ冷静さを忘れず、乗り越えていかなければならないと考えるところでございます。</p> <p>また、国政におきましては、突然の安倍首相の辞意表明に伴いまして、9月16日には、臨時国会で新たな総理大臣が選出される見込みとなっているようでございます。</p> <p>8月18日には、コロナ禍の中、濱田が参りましたというキャッチフレーズで、新高知県知事と町民の方々との意見交換会も無</p>
----	--

事終了をしたところでございます。

ご協力いただきました関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げます。

コロナの影響で秋の行事もほとんどが中止となっております。

台風シーズンを迎えているわけでございますけれども、昨日の台風10号など、災害等につきましては、常時、警戒を怠らないように取り組んでまいります。

さて、本定例会への提出案件でございますが、令和元年度の各会計決算の認定案件9件、条例案件1件、令和2年度の補正予算案2件、人事同意案件1件、報告事項3件など、併せまして、合計18件となっております。

委員会等でのご審議も含め、適切にご決定をお願い申し上げます。

それでは提案理由に先立ちまして、若干の行政報告をさせていただきます。

一般会計補正予算第3号ついてでございます。

今回の補正予算につきましては、追加補正額2億884万円のうち、主には、国の第二次感染症対応臨時交付金の配分予定額1億3386万円を活用した予算案となっているところでございます。

各課から提出されました実施計画案では、1千万円以上の過充当となっているところでございます。

このため一般財源を追加をいたしまして、一部予算の組替えなどで対応した予算案となっているところです。

実施事業につきましては、繰越しも可能ということでございますので、来年度を見据えた事業も計上しているところでございま

す。

事業の進捗を慎重に見極めながら、執行してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ふるさと納税についてでございます。

配布してございます、別紙資料のとおりでございますけれども、令和元年度のふるさと納税の寄附額は、1億1700万円余りでございまして、初めて1億円台を超える寄附総額となっております。

令和2年度の4月から8月までの、前年度同時期の比較でございますけれども、件数は5770件、64.7パーセントの増、金額では4560万円、72.6パーセントの増という、いずれも高い伸びとなっております。

本年の9月以降は、登録業者のご理解とご協力によりまして、返礼割合の見直しを実施させていただいておりますので、今後、ふるさと納税制度の動向でありますとか、寄附額の変動にどのような形で影響があるのか、注視して取り組んでまいりたい、と考えているところでございます。

続きまして、海上遊具についてでございます。

昨年から白浜海水浴場に設置をいたしまして、観光振興協会が営業をしております、海上アスレチックでございますが、8月1か月間の営業を無事、終了したところでございます。

元年度は台風の影響がございましたが、本年はコロナの影響で来場者数につきましても、大変心配もしていたところでございます。

来場者は若干減少はしておりますけれども、売上額は、前年度を上回り、7.1パーセント増の425万6800円となってい

るところでございます。

また、来場者数2878人のうち、県外の来場者数は56パーセントを占めております。

コロナの影響も懸念されましたけれども、天候にも恵まれた結果ではないかと考えているところでございます。

続きまして、阿南安芸自動車道についてでございます。

新聞報道にもございましたけれども、昨年3月29日に、新規事業化決定をされました阿南安芸自動車道のうち、海陽町多良から野根間に続きまして、本年3月31日には、野根から北川村安倉間、8.5キロメートルが国直轄事業として事業化決定をされたところでございます。

国土交通省土佐国道事務所と高知県道路課は、8月25日、測量調査の立入説明会を実施をいたしております。

計画では、4.5キロメートルのトンネルと、190メートルのトンネルを2本、橋梁11本の整備計画となっております。

難所と言われてまいりましたこのルートでございますけれども、整備後の効果といたしましては、産業や観光振興に寄与できるだけでなく、国道55号の通行規制の心配も解消されまして、防災・減災対策にもつながるものと大いに期待をしているところでございます。

事業の早期完成に向けまして、予算枠の確保に一層の努力をしてみたいと思っております。

最後に、国家賠償法による損害賠償訴訟など、議会も関係いたします事案も含めまして、2件の訴訟提起がなされておりますことをご報告申し上げます。

肅々と対応させていただかなければなりません。

<p>議長</p>	<p>応訴結果につきましては、詳細に議会報告をしたいと考えております。</p> <p>対抗策も検討せざるを得ないとの考えに至っているところでございます。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、9月定例会での行政報告とさせていただきます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和2年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日8日から、9月11日金曜日までの4日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の</p>

説明を受け、本日 8 日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のため休会、11日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で 1 人 30 分以内、答弁者も 30 分以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を 1 人 20 分間とする。

また、執行部の答弁時間も 20 分間とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により、反問権を行使することができる。

また、反問権も制限時間に含めることとする。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

議案質疑の通告期限は、9 日、水曜日、正午まで。

一般質問の通告期限は、本日、8 日、火曜日、午後 5 時までとする。

なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決する。

今後の弁明許可の採決方法については、簡易表決とはせず、最初から起立表決とする。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書を、総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月11日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月11日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員退場)

本件については、前回定例会での継続審査として、懲罰特別委員会で審議されております。

お諮りいたします。

令和元年11月28日議員全員協議会で決定した申し合わせ事項のとおり、委員長報告の後、文書による一身上の弁明の申し出があれば議会で諮り、弁明の許可の決定をする。委員長に対する質疑を行う。討論を行う。採決は起立により行う。

なお、弁明については、20分間の制限時間を設ける。

以上のとおりでご異議ありませんか。

<p>懲罰特別委員会委員長</p>	<p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、本件について、懲罰特別委員会からの報告を求めます。</p> <p>今宮懲罰特別委員会委員長。</p> <p>(今宮 裕明懲罰特別委員長)</p> <p>それでは、報告いたします。</p> <p>令和2年6月25日付で、本委員会に付託された、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、継続審査の結果をご報告いたします。</p> <p>お手元の委員会審査報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は、令和2年6月25日付で、提出者の高畠俊彦議員をはじめ、賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置され、6月30日に、6名で構成する同委員会を開催し、委員長に、私、今宮裕明、副委員長に武山裕一議員が選任されました。</p> <p>次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、令和2年6月25日に開催された、令和2年第2回定例会2日目において、出席停止1日の懲罰の宣告を受けたにもかかわらず、議長に対して勝手な言動を行い、議場への出入りも行いました。</p> <p>これらは、東洋町議会会議規則第102条の、品位の尊重に抵触すると思われる行為であるとして、懲罰動議が提出されました。</p>
-------------------	--

懲罰特別委員会では、田島毅三夫議員が出席停止の宣告を受けた後、議場での言動が規則に抵触するかについて審査いたしました。

審査の結果、田島毅三夫議員は、出席停止の宣告を受けた後、議場からすぐに退去せず、議長の指示に従わず、勝手な言動を行ったことは、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触し、懲罰事由に当たることを確認しました。

その詳細につきましては、報告書の2ページをご参照ください。

簡潔に説明いたしますと、議長が田島議員に対し1日の出席停止の懲罰宣言をした後も、立ち上がって、勝手な言動を行ったことは議会として、秩序維持もあり、会議規則第102条の品位の尊重にも当たる。

出席停止になっているにも関わらず、議場に入った行為については、出席停止1日の処分がなされた中で、議会の休憩中に、提出したい書類があり、議場に入ったことは、やむを得ない場合もある。

今回は仕方のない行為であったかもしれないが、議長から出席停止の宣告を受けた後、議長の指示に従わない勝手な言動は、議員としての節度をわきまえておらず、議会の規律に反し、議場の秩序を乱す行為であり、本町議会の品位を汚すことともなり、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触しているものであります。

田島毅三夫議員には、地方自治法第135条第1項第1号の規定による、公開の議場における戒告の懲罰を科すことに全会一致で決定をいたしました。

議長

なお、戒告文の内容については、報告書の3ページをご参照ください。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員会からの報告が終わりました。

7番、田島毅三夫君から、本件について一身上の弁明の申し出がありました。

この採決方法については、議会運営委員長の報告のとおり、簡易表決とはせず、起立表決によって行います。

お諮りいたします。

7番、田島毅三夫君からの、一身上の弁明の申し出に賛成の諸君の起立を求めます。

起立ゼロであります。

よって、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明の申し出に同意することは、否決されました。

これより、日程第3、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、日程第3、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により、7番、田島毅三夫君に、公開の議場における戒告の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君は、起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に、公開の議場における戒告の懲罰を科すことは、可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

(田島議員起立)

7番、田島毅三夫君に、戒告の懲罰を科します。

これより、東洋町議会会議規則第113条の規定に基づく、戒告文章を朗読します。

議員田島毅三夫君は、6月25日の令和2年東洋町議会第2回

定例会 2 日目の本会議中において、1 日間の出席停止の処分が科されたにもかかわらず、議場からすぐに退去せず、議長の指示に従わず、勝手な行動を行ったことは、議員としての節度をわきまえておらず、議会の規律に反し、議場の秩序を乱す行為であり、本町議会の品位を汚すこととなり、議会会議規則第 102 条品位の尊重に抵触するものである。

また、出席停止の処分中、議会休憩中に議場に入ったことについては、やむを得ない場合もあり、今回は仕方のないことであったかもしれないが、議員田島毅三夫君には、法令及び規則を十分理解してもらい、またそれらを遵守して会議に臨むよう戒められたい。

したがって、地方自治法第 135 条第 1 項第 1 号の規定により、戒告とする。

令和 2 年 9 月 8 日、東洋町議会。

田島議員、ご着席ください。

何でしょうか。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

異議申し立てがありますが、弁明、異議申し立てがありますが、いかがでしょうか。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

どうぞ。

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

議長	<p>かまいませんか。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>うん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>20分間ですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そんな時間はありません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>先ほどの、戒告理由について、弁明あるいは反論いたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明じゃないですよ。</p> <p>弁明はできんのですから。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、弁明をさしてくれ言うた。</p>

議長	(西岡 尚宏議長) いや、弁明はできないように、先ほど決まりましたので。
7番議員	(田島 毅三夫議員) ありや、それは知りません、私は。
議長	(西岡 尚宏議長) いやいや、それは、そんなこと言われても困ります。
7番議員	(田島 毅三夫議員) かまいませんか、ちょっと言わしてもうて。
議長	(西岡 尚宏議長) え。
7番議員	(田島 毅三夫議員) 控え室におったんですよ、指示どおり。
議長	(西岡 尚宏議長) 控え室はマイクが入っているでしょう。
7番議員	(田島 毅三夫議員) マイク放送が聞こえないもので。
議長	(西岡 尚宏議長)

7 番議員	<p>いやいや、</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今の経緯が分かりません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議員というものは、退場になっても控え室で聞つきゅうもんです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、行ったけども、マイクが聞こえないんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、ほんなことないでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、ほんなら聞いて。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、ほんなら、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと待って聞いて。</p> <p>(議席より、マイク聞こえる聞こえんは関係ないでしょうとの発言あり)</p>

	<p>何だよ、意味が分からん。</p> <p>(議席より、議場の中で我々はとの発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議場の中で、弁明はさせないように決まりましたので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを今言っているんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それは言えないのです。</p> <p>もう弁明はさせないということになりましたので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほな、どうしたらいいんですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうしたらいうて、何も言えませんよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの発言は、弁明時に発するものでありまして、不穏当な発言と見なしますので、発言を取り消してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長、議長。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>取り消しますか、取り消さないのですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長、ちょっと聞いてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、取り消しますか、取り消さないのですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明をさせないということは、聞いてないんです、私は。全然、全く。</p> <p>局長、話しちゃってください。</p> <p>マイクが聞こえないということを証明しちゃってください。全然聞いてません。</p>

<p>議長</p>	<p>だから私は弁明させろと言ったんです。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明を。</p> <p>聞こえなかったとか聞こえないとかいう問題じゃないんですよ。</p> <p>あなたが今言われたことはね、不穏当発言と見なしますのでね、取り消してください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>取り消すということは、何ですか。</p> <p>その戒告を認めるということですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そうです。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今言う、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください。</p> <p>注意しておきますよ。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議場に入ったことは認めます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたが認める認めんは関係ないんです。</p> <p>発言を取り消すか取り消さないかですから。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どの発言ですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今ここで言うたことです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは今言うようにほら、マイクが無いから聞こえなかったから、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それは理由になりません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>要するに今言う、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>取り消さなかったら私の権限で取り消しますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうぞ。</p>

議長

(西岡 尚宏議長)

取り消さないようですので、地方自治法第129条第1項の規定により、議長権限で発言を取り消します。

何度言っても同じですので、本日の会議が終わるまで、発言を禁止します。

日程第4、認定第1号、令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第12、認定第9号、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

認定第1号でございます。

令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

2ページでございます。

認定第2号、令和元年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

続きまして、認定第3号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

4ページでございます。

認定第4号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

続きまして、認定第5号、令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

続きまして、認定第6号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

認定第7号、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

認定第8号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

認定第9号、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。

認定第1号から認定第9号について、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は32億6203万1千円、支出済額は29億8257万3千円、歳入歳出差引き2億7945万8千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は3312万9千円、支出済額は2億6003万1千円、歳入歳出差引き2億2690万2千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は4億8862万7千円、支出済額は4億8802万5千円、歳入歳出差引き60万2千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は6億541万3千円、支出済額は5億8887万2千円、歳入歳出差引き165

4万1千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は1314万1千円、支出済額は1314万1千円、歳入歳出差引き0円となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は1億4728万5千円、支出済額は1億4694万4千円、歳入歳出差引き34万1千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は1億5492万4千円、支出済額は1億5486万6千円、歳入歳出差引き5万8千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は6833万円、支出済額は6647万円、歳入歳出差引き186万円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は4835万円、支出済額は4661万8千円、歳入歳出差引き173万2千円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は48億2123万3千円、支出済額は47億4754万1千円、歳入歳出差引き7369万2千円の黒字となっているところです。

また、令和元年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しております。

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の364ページから368ページに掲げております。

なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明をいたします。

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほどの、田島さんの本日の発言禁止ですが、先ほど事務局に控え室と廊下の、マイクの点検に行かしました。</p> <p>ほんなら、全然聞こえなかったということですので、発言は取り消しますが、発言禁止の命令は取り消しますので、どうぞ発言してください。</p> <p>生松会計管理者。</p>
<p>会計管理者</p>	<p>(生松 克祐会計管理者)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは私から、令和元年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。</p> <p>資料は、この資料になっております。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>始めにお断りとして、この資料において、ページ参照と記載しておりますものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時若しくは後ほど参照いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それと、決算額につきましては、円単位まで記載しておりますが、このご説明では、千円単位未満は省略させていただきますのでご了承ください。</p> <p>それでは、令和元年度東洋町歳入歳出決算、1、決算全体の状況についてご説明させていただきます。</p> <p>①歳入額全体は48億2123万3千円で、前年度比では19</p>

83万4千円の減額、率にいたしますと0.41パーセント減となっております。

うち一般会計の歳入額は、32億6203万1千円で、前年度比では1189万8千円の減額、率にいたしますと0.36パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の歳入額は、15億5920万2千円で、前年度比では793万6千円の減額、率にいたしますと0.51パーセント減となっております。

続きまして、②歳出額全体は、47億4754万1千円で、前年度比では3436万7千円の減額、率にいたしますと0.72パーセント減となっております。

うち一般会計の歳出額は、29億8257万2千円で、前年度比では214万3千円の減額、率にいたしますと0.07パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の歳出額は、17億6496万9千円で、前年度比では3222万3千円の減額、率にいたしますと1.79パーセント減となっております。

続きまして、③全会計の翌年度繰越金は、4億3328万円で、前年度比では1億2098万8千円の増額、率にいたしますと38.74パーセント増となっております。

主な増額要因につきましては、野根地区防災避難施設建設事業繰越分でございます。

続きまして、④歳入歳出差引き額は7369万1千円で、うち一般会計歳入歳出差引き額は2億7945万8千円でございます。

2ページをご覧ください。

⑤令和元年度経常収支比率でございます。

人件費、扶助費などの経常的経費、それと町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率につきましては、令和元年度の決算においては、平成30年度の97.6パーセントから97.0パーセントと、0.6パーセント減少しております。

これは、前年度と比較して、人件費で減少をしております。

続きまして、⑥令和元年度実質公債比率でございます。

3か年平均でみる、実質公債費比率においては、平成30年度11.7パーセントから12.6パーセントと、0.9パーセント増加しております。

これは、主にですけれども、前年度からの公債費の増加によるものだと思います。

6ページをご覧ください。

2、一般会計決算の状況についてでございます。

①令和元年度一般会計決算額を平成30年度と比較すると、歳入は1189万8千円の減額、歳出は214万3千円の減額となっております。

令和元年度の主な事業でございます。

この事業の掲載につきましては、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上、後ほどご覧いただき、決算審査時にご説明、ご質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

②歳入の状況でございます。

ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増減をお示ししてお

り、また、増減額の右側にかっこ書きで記載しております内容につきましては、前年度と比較して、その主な要因を記載しております。

ここでの説明は、主なもののみご説明いたしますのでご了承ください。

まず、このページの中段にございます地方交付税は、1640万8千円、これは増減額を示しておりますので、増ということでございます。

国庫支出金は1081万5千円増ということで、これは耐震改修、災害復旧などの補助金でございます。

次に、県支出金では2280万9千円で、これは、民有林林道、選挙、耐震などの補助金でございます。

寄附金は2057万6千円で、ふるさと納税での増、繰入金では、マイナス4191万円で、各基金の繰入れが現年度から減少したためでございます。

また、今回ふるさとづくり基金を、この年に初めて繰入れております。

11ページに続きます。

差引きでは1189万8千円減少をしております。

続きまして、③令和元年度の町債でございます。

町債は、総額4億5400万円で、その内訳は主に、集会所建設事業債、これは池、相間地区集会所事業でございます。

4210万円、白浜地区複合施設建設事業債1550万円、これは、なぎ建設でございます。

次にDMV導入促進事業債3700万円、野根地区防災避難施設新築事業債5千万円などとなっております。

12ページをご覧ください。

④歳出の状況でございます。

ここでも、歳出増減の内容につきましては、各科目の増減額及び主な内訳のみ説明をいたします。

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

まず、議会費では、歳出の合計が4347万円で、前年度との比較では397万3千円減少をしております。

次に、総務費総額では、7億366万7千円で、前年度との比較では744万7千円の増加でございます。

主な内訳は、総務管理費6960万9千円、これは増ということで、ふるさと納税返礼品、池相間地区集会所建設、白浜複合施設事業などがございます。

次に、民生費総額は、6億1069万円で、前年度との比較では1171万7千円の減少でございます。

主な内訳は、児童福祉費、マイナス2732万8千円で、保育人件費の減少でございます。

次に、衛生費総額は、2億2917万6千円で、前年度との比較では1818万5千円の増加でございます。

主な内訳は、清掃費1468万2千円で、芸東衛生組合、安芸広域市町村圏事務組合負担でございます。

次に、農林水産業費総額は、1億3176万3千円で、前年度との比較では2118万3千円の増加でございます。

主な内訳は、林業費3106万8千円で、森林環境譲与税の積立、林道設計費でございます。

次に、商工費総額は6443万5千円で、前年度との比較では、3724万7千円の減少でございます。

主な内訳は、前年度の観光物産センター改修、海上アスレチック購入でございます。

次に、土木費総額は、2億8290万1千円で、前年度との比較では2471万2千円の増加でございます。

主な内訳は、河川費2404万9千円で、河川海岸浸食負担、野根海岸の分でございます。

14ページに続きます。

次に、消防費総額は2億9061万5千円で、前年度との比較では、1億5829万7千円の減少でございます。

主な内訳は、前年度の地域防災センター新築事業でございます。

次に、教育費総額は1億9815万円で、前年度との比較では3324万6千円の増加でございます。

主な内訳は、教育総務費3947万6千円で、学校空調設備工事でございます。

次に、災害復旧費総額は3121万円で、前年度との比較では1139万9千円の増加でございます。

15ページに続きます。

主な内訳は、農林水産業施設災害復旧費で1027万2千円で、農道復旧、日曾谷設計費でございます。

次に、公債費総額は3億9649万1千円で、前年度との比較では2589万1千円の増加でございます。

主な内訳は、先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして、⑤基金の状況でございます。

令和2年3月31日現在でございますが、基金の現金・有価証券の主な残高は、財政調整基金で1億1450万円、施設整備基

金で1億4610万3千円、減債基金で9068万円、これは国債を購入しておりますので、この部分も含まれております。地域福祉基金で8882万4千円、ふるさとづくり基金で7467万7千円、防災対策加速化基金で7027万円、森林環境譲与税基金では460万7千円などで、合計6億6509万3千円、前年度比では1億1940万1千円減少をしております。

また、介護給付費準備金、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金の状況は、決算書の277、364ページから368ページを後ほどご参照願います。

16ページをご覧ください。

⑥町債の状況でございます。

令和元年度末の町債の主な残高は、公共事業等債3億815万5千円、緊急防災・減災事業債6億4665万1千円、過疎対策事業債16億8267万円、臨時財政対策債9億7719万円などで、総額39億5852万7千円の残高、前年度比では7791万5千円増加しております。

25ページをご覧ください。

3、特別会計決算の状況でございます。

特別会計全体の決算額につきましては、歳入では15億5920万2千円、前年度比では793万6千円の減額、率にいたしますと0.51パーセント減となっております。

次に、歳出では17億6496万9千円で、前年度比では3222万3千円の減額、率にいたしますと1.79パーセント減となっております。

続きまして、各特別会計でございます。

①住宅新築資金等貸付事業特別会計については、収入済額では

3312万9千円、前年度比では332万1千円の増額、率にいたしますと11.14パーセント増となっております。

これは、滞納処分による県補助金が増加したことによるものでございます。

次に、支出済額では2億6003万1千円で、前年度比では2468万9千円の減額、率にいたしますと8.67パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは、マイナス2億2690万2千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計について、収入済額では4億8862万7千円で、前年度比では4435万5千円の減額、率にいたしますと8.32パーセント減となっております。

次に、支出済額では4億8802万5千円で、前年度比では4363万3千円の減額、率にいたしますと8.21パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは、60万2千円の黒字決算となっております。

26ページをご覧ください。

次に、③介護保険事業特別会計について、収入済額では6億541万3千円で、前年度比では366万8千円の減額、率にいたしますと0.60パーセント減となっております。

次に、支出済額では5億8887万2千円で、前年度比では395万7千円の減額、率にいたしますと0.67パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは1654万1千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計について、収入済額では1314万円で、前年度比では68万2千円の減額、率にいたしますと4.94パーセント減となっております。

次に、支出済額では1314万円で、前年度比では68万2千円の減額、率にいたしますと4.94パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは、0円の決算となっております。

27ページをご覧ください。

次に、⑤下水道事業特別会計について、収入済額では1億4728万5千円で、前年度比では719万1千円の増額、率にいたしますと5.13パーセント増となっております。

次に、支出済額では1億4694万4千円で、前年度比では796万7千円の増額、率にいたしますと5.73パーセント増となっております。

歳入歳出差引きでは、34万1千円の黒字決算となっております。

次に、⑥簡易水道事業特別会計について、収入済額では1億5492万4千円で、前年度比では2874万9千円の増額、率にいたしますと22.79パーセント増となっております。

次に、支出済額では1億5486万6千円で、前年度比では2882万7千円の増額、率にいたしますと22.87パーセント増となっております。

これは、川口、相間地区取水施設等整備工事事業によるものでございます。

歳入歳出差引きでは、5万8千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計について、収入済額では6833万円で、前年度比では26万9千円の減額、率にいたしますと0.39パーセント減となっております。

28ページに続きます。

支出済額では6646万9千円で、前年度比では195万円の増額、率にいたしますと3.02パーセント増となっております。

歳入歳出差引きでは、186万円の黒字決算となっております。

最後に、⑧後期高齢者医療保険事業特別会計について、収入済額では4835万円で、前年度比では177万7千円の増額、率にいたしますと3.82パーセント増となっております。

支出済額では4661万8千円で、前年度比では199万3千円の増額、率にいたしますと4.47パーセント増となっております。

歳入歳出差引きでは、173万2千円の黒字決算となっております。

以上でございます。

なお、グラフ、表につきましては、後ほどご参照いただきたいと思っております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、全て終わりました。

ここでお諮りいたします。

認定第1号、令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、令和元年度東洋町後期高齢者医療

議長

保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

ここで、休憩をいたします。

再開は、10時20分ということです。

(休憩時間：10時05分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時20分)

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集を通知します。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出してください。

ここで、10分間の休憩をします。

(休憩時間：10時22分)

(決算審査特別委員会開催・正副委員長互選)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時32分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長に小松熙君。

副委員長に今宮裕明君。

以上であります。

日程第13、議案第36号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第17、議案第40号、東洋町の特定の事務の郵便局における

町長	<p>取扱いに関する規約の廃止についてまでの5件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>議案第36号でございます。</p> <p>東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和2年9月8日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>新たに、野根地区に防災避難施設が建設されたことに伴いまして、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>13ページでございます。</p> <p>議案第37号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和2年9月8日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ2億884万8千円を追加をいたしまして、</p>
----	--

予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,359万2千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、施設等整備基金積立金、地デジ再送信関連工事、銀杏保育園屋根改修工事や国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、第2次補正予算分でございますが、これを活用した事業を計上いたしております。

また、町単独事業の一部に本交付金を充当するため、予算組替えをしております。

主な事業といたしましては、甲浦駅舎改修工事、野根川キャンプ場改修工事、スポーツトラック購入費、救急自動車購入費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第38号でございます。

令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億6,542千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7,835万円とするものでございます。

歳入では、繰越金を計上いたしております。

歳出では、介護給付費還付金、積立金を計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第39号でございます。

東洋町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。

本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成28年度から令和2年度までの計画を策定しておりますが、変更が生じたので、今回、計画を変更し、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、高知県新食肉センター施設整備負担金、甲浦集落活動センター建設事業などを追加をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第40号、東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出でございます。

提案理由でございます。

平成16年より、行政事務の外部委託の一環といたしまして、行政事務のうち6項目を、野根・甲浦両郵便局に委託してまいりましたけれども、昨今の利用者の減少によりまして、両郵便局での取扱い事務の指定を本年10月末で解除をいたしまして本庁で一元化するため、本規約を廃止しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

<p>議長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは私から、議案第36号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>令和元年11月7日から建設してまいりました、野根地区防災避難施設が、令和2年9月2日をもって完成したため、その施設を本条例に加えるものでございます。</p> <p>議案関係資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正案でございます。</p> <p>東洋町防災活動拠点施設の名称及び位置について定める第2条の表に、名称は野根地区防災避難施設、位置は東洋町野根丙2003番地1を加えるものでございます。</p> <p>また、別表表中の使用料は時間420円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>この条例は、公布の日から施行することとしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、議案第37号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第3号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ2億884万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億3592万5千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第38号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ1654万2千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億7835万円としております。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第39号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更について、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の3ページをお願いいたします。</p> <p>A3の資料になっております。</p>

過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、計画に対して、事業の項目の追加や大幅な事業費の増減に伴い、計画全体に及ぼす影響が大きい変更がある場合は、重要な変更該当するため、知事との協議を行った後、議会の議決をいただくこととなっております。

今回の変更部分を、赤字で記載をさせていただいております。

追加する項目につきましては、高知県新食肉センター施設整備負担金事業、地域福祉センター改修事業、冷房設備設置工事、甲浦集落活動センター建設事業、町民会館空調設備工事を追加するものでございます。

なお、過疎債は100パーセントの充当率でございまして、毎年度償還する元利償還金の70パーセントが、普通交付税に算入される、大変有利な借入条件となっております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

小池住民課長。

住民課長

(小池 昭平住民課長)

それでは、私の方から、議案第40号、東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止について、ご説明申し上げます。

議案関係資料の4ページをお開きください。

今回の規約の廃止につきましては、平成16年4月に野根、甲浦両郵便局と特定の事務の取扱いに関する規約を締結いたしま

して、第1条第1号から第5号までに記載されています、戸籍謄本等の発行や各種証明書等の交付事務を行い、住民サービスに努めてまいりましたが、昨今の利用者の減少や、交付に係る経費の面などから郵便局での交付事務を廃止し、今後は国が推進しています、コンビニ交付なども視野に入れながら、検討していきたいと考えまして、本年10月末をもって、東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約を廃止し、それに代わる措置といたしまして、高齢者等で本庁まで住民票の受取などに来れない方につきましては、電話等で依頼していただきまして、個別に対応していきたいと考えております。

なお、この規約は令和2年11月1日から施行するとしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が、全て終わりました。

日程第18、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第3号でございます。

教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字甲浦509番地。

氏名は、浅間由子氏でございます。

生年月日は、昭和33年11月26日となっております。

任期は、令和2年11月21日から令和6年11月20日までとなっております。

提案理由でございます。

令和2年11月20日で、浅間教育委員が任期満了となります。

引き続き、浅間氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、裏面に経歴書を添付しておりますので、ご参照を願います。

よろしく願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

議長

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

町長

開票を行います。

7番、田島毅三夫君、並びに8番、福島登君。

立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票は0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第19、報告第5号、令和元年度野根地区防災避難施設建設工事の増額について、日程第20、報告第6号、平成30年度財政の健全化判断比率等の修正報告について、日程第21、報告第7号、令和元年度財政の健全化判断比率等の報告についての報告を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

報告第5号でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年9月8日 提出でございます。

専決処分書でございます。

令和元年度野根地区防災避難施設建設工事の増額について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月2日でございます。

件名及び契約名は、令和元年第4回東洋町議会臨時議会におきまして、議案第28号により議決を得ました、令和元年度野根地区防災避難施設建設工事でございます。

契約の変更は、議決を得た契約金額は1億3200万円でございます。

変更後の契約金額は1億3441万100円となっております。

契約金額の増額は241万100円となっております。

変更理由は、工事着手後に、防護柵の構造安全性対策及び建物名称サインの追加によりまして、契約変更の必要が生じたためでございます。

続きまして、報告第6号でございます。

平成30年度財政の健全化判断比率の修正報告について、将来負担比率の算定に誤りがございましたので、修正をいたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

将来負担比率の部分でございますけれども、修正前は65.3パーセント、修正後は75.6パーセントと修正をさせていただいております。

続きまして、報告第7号でございます。

令和元年度財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共

議長

団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。

毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付しまして議会に報告しなければならない指標は下記のとおりでございます。

令和元年度実質赤字比率、連結実質赤字比率共に該当はございません。

実質公債費比率は12.6パーセント、将来負担比率は74.0パーセントとなっております。

資金不足比率は該当はございません。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11日午前9時から再開したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の本会議は11日午前9時から始めます。

また、議会放送も午前9時から放送いたします。

これより、特別審査委員会なんですけど、時間が半端なので、この議場でやりますので、ここをちょっとしますんで、先に、決算

審査が終了したら、総務民生常任委員会をとということでしたが、先に常任委員会をやっていただいて、その間に準備をして、再開は1時から再開を、特別審査委員会を、この場でしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これにて議会放送を終了致します。

どうもお疲れさまでございました。

(散会時間：11時20分)